

一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、一時的な生活費等の緊急貸付を実施しています。小松市では相談窓口となる小松市社会福祉協議会と連携し、4月20日より相談窓口を4か所とし、迅速に相談申請に対応いたします。

受付相談場所

施設名称	住所	連絡先	
小松市社会福祉協議会	白江町ツ108番地1	電話：22-3354 FAX：22-3364	
小松市役所ふれあい福祉課	小馬出町91番地	電話：24-8051 FAX：23-0294	4/20より開設
小松駅前行政サービスセンター	土居原町710番地	電話：23-2323 FAX：23-5377	4/20より開設
南部行政サービスセンター	蓑輪町ハ84番地2	電話：44-2535 FAX：43-3877	4/20より開設

緊急貸付について（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、生活費の貸付を行います。

	特例措置の内容
貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のため貸付を必要とする人
貸付上限	10万円以内 ※特別な場合 20万円以内
据置期間	1年以内
償還期限	2年以内
貸付利子	無利子

※特別な場合

- ①世帯員の中に新型コロナウイルスの罹患者がいるとき
- ②世帯員に要介護者がいるとき
- ③世帯員が4人以上いるとき
- ④世帯員に臨時休業した小学校等に通う子や感染したおそれのある子の世話をを行うことが必要となった労働者がいる時
- ⑤世帯員の中に収入が減少した個人事業主等があり、生活費が不足するとき
- ⑥特に資金の需要があると認められるとき

申請時にご準備いただくもの

- ①住民票（世帯全員記載のもの、発行後3か月以内）
- ②借入申込者の健康保険証または運転免許証
- ③印鑑

※外国籍の方は在留カードをご準備ください